

○熊本県青少年問題協議会設置条例

(昭和 28 年 12 月 24 日条例第 75 号)

改正 昭和 37 年 8 月 18 日条例第 45 号 昭和 41 年 9 月 24 日条例第 43 号

平成 12 年 12 月 20 日条例第 78 号平成 26 年 3 月 24 日条例第 26 号

熊本県青少年問題協議会設置条例を公布する。

熊本県青少年問題協議会設置条例

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定に基き、熊本県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務等)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- (3) 熊本県少年保護育成条例(昭和 46 年熊本県条例第 30 号)第 20 条の規定により協議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 協議会は、前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事務に関し、知事及び県内の関係行政機関に対して意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、知事が任命する。

- (1) 県議会議員 1 人
 - (2) 関係行政機関の職員 5 人以内
 - (3) 家庭裁判所の職員 1 人
 - (4) 学識経験がある者 7 人以内
 - (5) 保護者(熊本県少年保護育成条例第 4 条第 2 号に規定する保護者をいう。) 3 人以内
 - (6) 青少年の健全な育成に有益となり得る図書、映画等又はその健全な育成を阻害するおそれのある図書、映画等を取り扱う事業者が組織する団体の代表者 3 人以内
- (任期)

第 4 条 前条第 2 項第 4 号から第 6 号までに掲げる者のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定した委員が、その職務を代理する。
(専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。
(部会)

第7条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
(雑則)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和37年8月18日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年9月24日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則(平成12年12月20日条例第78号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第26号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○熊本県青少年問題協議会設置条例施行規則

(昭和 29 年 3 月 29 日規則第 10 号)

改正 平成 26 年 3 月 24 日規則第 5 号

熊本県青少年問題協議会規則を公布する。

熊本県青少年問題協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、熊本県青少年問題協議会設置条例(昭和 28 年熊本県条例第 75 号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の会議の招集)

第 2 条 熊本県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の会議は、会長が必要と認めるとき、又は委員の 4 分の 1 以上から請求があったときに、会長が招集する。

(協議会の議事)

第 3 条 協議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 協議会の部会(以下「部会」という。)の会議は、部会長が招集する。

2 前条の規定は、部会の議事について準用する。

3 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

(幹事)

第 5 条 協議会の庶務を処理させるため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、知事が任命する。

(雑則)

第 6 条 この規則に定のあるものを除く外、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日規則第 5 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。